

ガス暖房契約

令和4年5月13日

伊奈都市ガス株式会社

目次

1. 目的.....	2
2. この選択約款の変更.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. 適用条件.....	2
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料金.....	3
8. 単位料金の調整.....	3
9. 設置確認.....	4
10. その他.....	4
附則	
1. 本選択約款の実施期日.....	4
別表	
(別表第1) ガス暖房契約に適用する料金表.....	4

選択約款（ガス暖房契約）

1. 目的

この選択約款は、ガス暖房機器の普及促進により、ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、当社のガス小売供給約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス暖房機器」（以下「暖房機器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器により作った温水を利用して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、暖房機器を使用されるお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 使用者は、この選択約款を承諾の上、所定の申込書にて申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たに本選択約款に基づきガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②契約期間満了に先立って当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までの同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約をされた方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約が設備の変更又は建物の増改築のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社のガス小売供給約款（以下、「小売約款」といいます）の料金を、小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、契約期間満了前に小売約款への変更を申し込みされた場合は、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、この選択約款を希望された場合、同一需要場所において小売約款に基づきガスの需給契約は締結できません。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、別表第1の料金表を適用して、6の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金についてその計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社には、料金（消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の2(2)のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

83,120円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第1の2(2)に定められた各3か月間における財務統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0471 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 設置確認

(1) 当社は、暖房機器が設置されているか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾いただきます。

万一、立ち入りを承諾いただけない場合、当社はこの選択約款を解約し解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 暖房機器を取り外した場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和4年5月13日から実施いたします。

本選択約款の実施に伴う切替措置

令和4年4月30日以前から供給契約が継続し、令和4年5月に料金調定を実施した料金の算定における平均原料価格については、8. 単位料金の調整(2)②にかかわらず次の通りといたします。

・平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が132,990円以上となった場合は、132,990円といたします。

別表

(別表第1)

ガス暖房契約に適用する料金表

1. 適用区分

料金表A：使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が18立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）
- ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

3. 料金表A

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	957.00円(税込)
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	222.10円(税込)
------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2)各基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,243.00円(税込)
------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	206.20円(税込)
------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,112.45円(税込)
------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	168.81円(税込)
------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

変更履歴

平成27年4月1日 制定

令和元年10月1日 消費税率の引き上げに伴う基本料金及び基準単位料金の

令和4年 5月13日 8. 単位料金の調整における平均原料価格上限の廃止